

「ZOO ポーター」規約

(設置)

第1条 須坂市動物園(以下「動物園」という。)の支援組織として、動物園からの依頼により、催事及び施設整備等の事業を支援することで動物園の活性化、動物愛護と環境教育の推進を図るため、ZOO ポーターを設置する。

(活動内容)

第2条 ZOO ポーターの会員は、次の補助活動を行うものとする。

- (1) イベント
- (2) 園内緑化作業
- (3) 備品等の製作、補修

2 会員の活動における保険等の加入は任意とし、活動中の事故等について須坂市は一切責任を負わないものとする。

3 会員の活動は、無償とする。

(会員)

第3条 会員は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 15歳以上の者。ただし、義務教育を終了していない者を除く。
- (2) 年2回以上活動できる者

(登録)

第4条 ZOO ポーターに登録しようとする者は、須坂市動物園「ZOO ポーター」登録申請書(様式第1号)を臥竜公園管理事務所(以下「事務所」という。)に提出しなければならない。

2 登録に当たっては、次条第1項に規定する代表の承認を必要とする。

(役員)

第5条 会員の中から代表1名を総会にて選出する。

2 代表の任期は原則1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議等)

第6条 総会は毎年3月に開催する。

2 総会、例会等は必要に応じ代表が招集する。

(会計)

第7条 ZOO ポーターの経費は会費その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第8条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、事務所に置く。

(補則)

第10条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この規約は、2022年4月1日から施行する。